

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

- 1 この特記仕様書は、測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、千葉市次期リサイクル施設整備事業における用地測量等業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本特記仕様書は共通仕様書を補完する。

第2条 履行場所

千葉市中央区新浜町4

第3条 履行期間

履行期間は、契約締結翌日から180日間とする。

第4条 提出書類

共通仕様書に定める提出書類の様式は、監督員の指示によるものとする。

第2章 業務内容

第5条 業務の目的

本業務は、千葉市次期リサイクル施設を整備するために必要な測量を実施することを目的とする。

第6条 測量項目

作業項目は、以下のとおりとする。

- 1 基準点測量
 - 1) 4級基準点測量
 - 2) 現地測量
- 2 用地測量
 - 1) 作業計画
 - 2) 境界確認
 - 3) 境界測量
 - 4) 境界点間測量
 - 5) 面積計算
 - 6) 用地実測図原図等の作成

第3章 その他

第7条 打合せ

- 1 打合せ回数は3回（うち中間打ち合わせ1回）を予定するものとし、主任技術者が立ち会うものとする。
- 2 業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行い、打合せ終了後、速やかに打合せ記録簿を2部監督員に提出するものとし、発注者、受注者双方押印後に双方保管するものとする。

第8条 電子納品

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果

品とは、「測量成果電子納品要領（国土交通省・令和3年3月）（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

2 成果品は「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【委託業務編】千葉県建設局土木部技術管理課」を参考にするものとする。

3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第9条 業務カルテ作成、登録

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報サービス（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は、適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第10条 成果品の提出

成果品は下記により提出するものとする。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 電子ファイル（CD-ROM） | 2枚（図面CADデータ、電子納品を含む） |
| 2 報告書（製本・A4・成果図面A1版を含む） | 2部 |
| 3 その他監督員が指示するもの | 1式 |

なお、報告書の表紙は監督員の指示によるものとし、報告書についてはワープロ打ちを原則とする。

第11条 中間成果品の提出

発注者は、業務履行中に中間成果品の提出を求めることがある。その際、受注者は速やかに指示に従うものとする。

第12条 疑義

受注者は、業務履行中疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行うものとする。

第13条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。
 - (1) 測量業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合

- (3) 監督職員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合
- (4) 契約書第19条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合

2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 監督職員が受注者に指示した事項
- (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項